

平成 31 年 4 月 15 日

消費者機構日本と株式会社エスタとの間で差止請求に関する協議が調ったことについて

適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 9 号の規定による報告があり、差止請求の相手方との間で同号に規定する協議が調ったと認められるので、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、協議が調ったと認められるものの概要を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、消費者機構日本が、株式会社エスタ（以下「エスタ」という。）に対し、同社がそのオンラインショップにおいて「期間限定 5 月 31 日まで」、「通常価格 7,800 円（税込）」及び「定期便ならお得な 4,980 円（税込）」と表示しながら当該期間を連続して延長する表示を行っているところ、このような表示は、不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項第 2 号^(※)に規定する有利誤認表示に該当するとして、その改善を求めた事案である。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 〔略〕

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

平成 29 年 11 月 15 日、エスタは、消費者機構日本に対し、(1) の申入れに係る表示の改善について連絡した。

これを受けて、消費者機構日本は、申入れの趣旨に沿う内容の改定がなされたもの

として、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号 9010005008351）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社エスタ（法人番号 7030001110929）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html